

2025 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 三井倉庫ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 古賀 博文
(コード番号：9302 東証プライム市場)
問合せ先 法務総務部長 鈴木 崇嗣
(TEL 03-6775-3101)

ISS 社の議決権行使助言に対する当社の見解について

当社は 2025 年 6 月 26 日開催予定の第 177 回定時株主総会に付議する「第 2 号議案 監査役 3 名選任の件」(以下「本議案」)の一部候補者に関し、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc. (以下「ISS 社」)が反対推奨するレポートを発行している事実を確認しました。

本議案に関する候補者の選任理由等は、招集ご通知に記載の通りですが、反対推奨を受け、あらためて下記の通り当社の見解を補足説明させていただきます。

記

1. ISS 社の反対推奨の内容

ISS 社は、本議案における社外監査役候補者の仲田正史氏 (以下「仲田氏」)について、当社の主幹事証券会社の 1 社である野村證券株式会社との関わりが強く、ISS 社の定める独立性の基準に欠けるとして反対推奨しています。

2. 当社の見解

(1) 仲田氏が独立性を有すること

当社は、仲田氏が、野村證券株式会社に勤務していたことが、ISS 社の基準において独立性を欠く主たる要因と考えておりますが、同氏は野村證券株式会社を 2005 年 3 月に退職され、かつ、野村ホールディングス株式会社執行役 CFO (グループ財務統括) も 2011 年 3 月に退任されており、退任後 14 年が経過しております。

また、同氏は、同職退任後、野村信託銀行株式会社代表取締役社長及び野村フィナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社代表取締役会長という野村グループに属する会社の要職を務められておりますが、前者では信託銀行業務の執行、後者では野村グループ内のグローバルなデリバティブ商品の残高ならびにリスク管理の業務執行を行っておられ、野村證券株式会社の主幹事証券業務からは離れた業務に従事されておりました。

さらに、仲田氏は、直近の 2017 年以降は、野村證券株式会社とは資本関係のない株式会社日本貿易保険の代表取締役副社長、グローバルキッチン株式会社の社外監査役を務められております。

加えて、仲田氏が野村證券株式会社に在籍していた期間・退職後のいずれにおいても、当社と野村グループ会社間の取引について、仲田氏が関与したり、業務上の接点を持ったという事実は確認されておられません。

当社は、社外役員の独立性について、会社法が定める社外取締役及び社外監査役の要件並びに東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に従い、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを条件として判断しておりますが、仲田氏については、退職後 10 年以上という長期間の経過に加え、上記の通りの当該期間の職務内容・所属先などの実態から、一般株主との利益相反が生じる可能性はなく、独立性について問題となる点は全くないと判断しております。仲田氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますので、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を新たな独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。

(2) 仲田氏を選任することが当社のコーポレート・ガバナンスの向上に資すること

当社は、上記の通り仲田氏が、グローバルベースのリスク管理、金融機関における財務管理といった業務に長く従事されてきたことから、当社の社外監査役として経営の監督・監査を適切に行っていただくに十分な適格性を有する候補者であると判断しております。

加えて、本総会の第 1 号議案（取締役 9 名選任の件）と本議案が仲田氏を含めて原案通り可決された場合、当社は、取締役会及び監査役会いずれにおいても社外役員が過半数となります。よって、仲田氏を新任社外監査役として迎える経営体制が、当社にとってコーポレート・ガバナンスの更なる向上に資する最善の選択であると考えております。

(3) 議決権行使に当たり ISS 社の推奨レポートを参照される株主の皆様には、ISS 社が反対推奨の理由とする独立性基準が、退職後の一定期間の経過による利害関係の消滅（いわゆる「クーリングオフ期間」）や、退職後の候補者の活動内容等を必ずしも適切に考慮しているとはいえないことをご認識のうえ、議決権行使のご判断をいただきますようお願いいたします。

以 上